

アニメーション制作業の「労務管理講習会」を開催

～安心して働ける環境づくりに向けて～

新宿労働基準監督署と池袋労働基準監督署では、平成 29 年 6 月 30 日に、アニメーション制作業の事業者を対象とした労務管理講習会を共同開催しました。

当日は、両労働基準監督署管内の多くの事業者の方々にご参加いただき、都外からも含めて参加企業は 81 社、参加者は 159 人を数えました。

アニメーション制作現場では、雇用契約や業務委託契約などいろいろな性格の契約が混在する中、労働関係法令の理解不足や長時間労働の問題が認められ、労務管理が必ずしも十分ではない状況が見られます。

アニメ産業がクールジャパンとして注目される中、アニメーション制作に携わる方々が安心して働ける環境づくりに向けて、事業者に働き方についての理解を深めていただくことを目的としてこのような講習会を開催しました。

講習会では、労働基準監督官から労務管理の基本的な事項や法令について説明を行い、発注条件が働き方に大きく関係することから中小企業庁の担当者から「下請法」(下請代金支払遅延等防止法)の概要について説明を行うとともに、業界事情に詳しい弁護士からはトラブル事例も交えた解説を行いました。

参加者アンケートでは、低賃金の解消をはじめとして、発注者も含めた業界全体の意識改革が必要との意見が多く寄せられました。労働基準監督署では、引き続き安心して働ける環境づくりに向けての指導を継続してまいります。



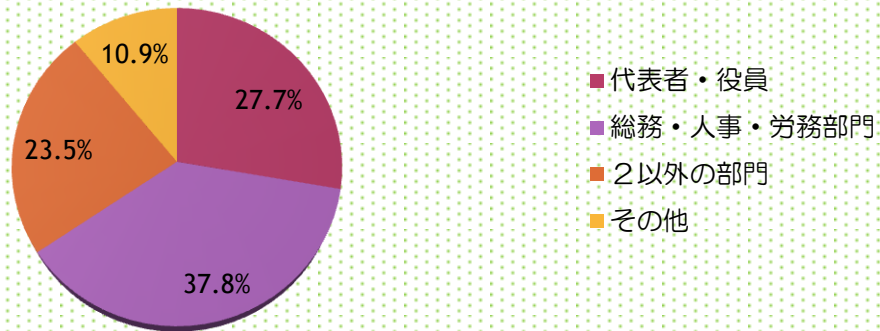
高橋善樹弁護士の解説



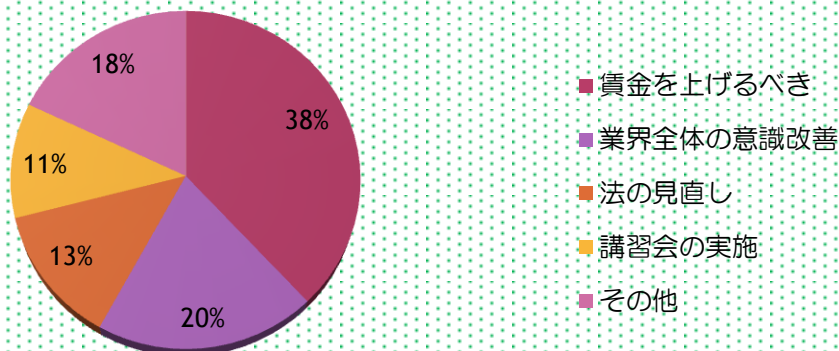
講習会の様子

講習会に参加頂いた方々から回収したアンケート結果は以下の通りでした

講習参加のあなたの所属を教えてください



アニメ制作業で働く人の労働環境のさらなる向上のためにはどんなことが必要ですか



【具体的な回答例】

- お金がないのに作りすぎている 人もそんなにいない アニメ本数を減らすか 人員を増やしてほしい
- 完成形が決まっている工業製品とは違う物を制作するので法的にそぐわない部分があることを理解した上で 労働に見合った製作費があれば
- 時間外労働などは業界全体の取り組みが必要になると思います
- 業界全体でのコンプライアンス遵守を徹底させること